

磐田市消防庁舎

適正配置方針

(案)



磐田市消防本部

令和2年 月

(2020年)

目 次

第 1 適正配置方針策定の背景について	1
1 策定の趣旨	1
2 方針の位置付け	2
第 2 消防行政の現状と課題	2
1 消防職員数の推移	3
消防本部・消防署・分遣所の組織体制	4
2 各種災害出動状況	5
(1)火災出動件数の状況	5
(2)火災出動の実態	6
火災件数分布図(H26～R 1)	7
(3)救急出動件数の状況	8
(4)救急出動の実態	8
救急件数分布図(H26～R 1)	11
(5)救助出動件数の状況	12
(6)救助出動の実態	12
3 消防力の現状について	12
(1)「消防力の整備指針」について	12
(2)施設や車両に係る指針	13
(3)現状の署所の位置について	14
磐田市消防署・分遣所配置図	15
4 各署所の現状と課題	16
(1)磐田市消防庁舎(本署)	16
(2)東部分遣所	17
(3)福田分遣所	18
(4)竜洋分遣所	18
(5)豊田分遣所	19
(6)豊岡分遣所	19
(7)中東遠消防指令センター	20
第 3 消防庁舎整備の考え方	20
1 庁舎整備の必要性	20
2 基本的な方針	21
(1)消防署・分遣所のあり方	21
(2)中東遠消防指令センターについて	23
第 4 各施設(署所)整備個別計画について	23
第 5 まとめ	23

第1 適正配置方針策定の背景について

1 策定の趣旨

磐田市消防本部は、昭和33年（1958年）10月に消防団常備部として発足以来、5市町村による組合消防を経て、平成17年4月の新市合併に伴い現在の体制になりました。

この間、施設、人員、装備等の消防力の充実強化を進め、安定した消防サービスの提供に努め、市民の安全・安心の確保に大きな役割を果たしてきました。

近年、消防行政を取り巻く社会環境は大きく変化しており、警防・予防業務の多様化・複雑化、高齢化に伴う救急業務の増加・高度化、大規模災害への迅速な対応・強化など、消防に対する市民のニーズはますます増大しております。

さらに、全国各地で地震や台風及び集中豪雨等の局地的な自然現象による災害が多発し、近い将来には、南海トラフ巨大地震の発生が危惧され、大規模な被害が発生すると予測されています。

このように、火災や救急、救助及び自然災害からの被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心を確保するためには、さらなる消防力の充実・強化が必要であり、地域の実情や機能に応じた防災拠点施設の整備が求められています。

しかしながら、消防署・分遣所（以下、「署所」という。）では施設・設備の老朽化及び消防需要の変化に伴う狭隘化^{あい}が進んでいるため、災害時の防災拠点施設としての役割を十分に果たせない恐れがあり、このような状況を早急に改善すべく、各署所の整備を図る必要があります。

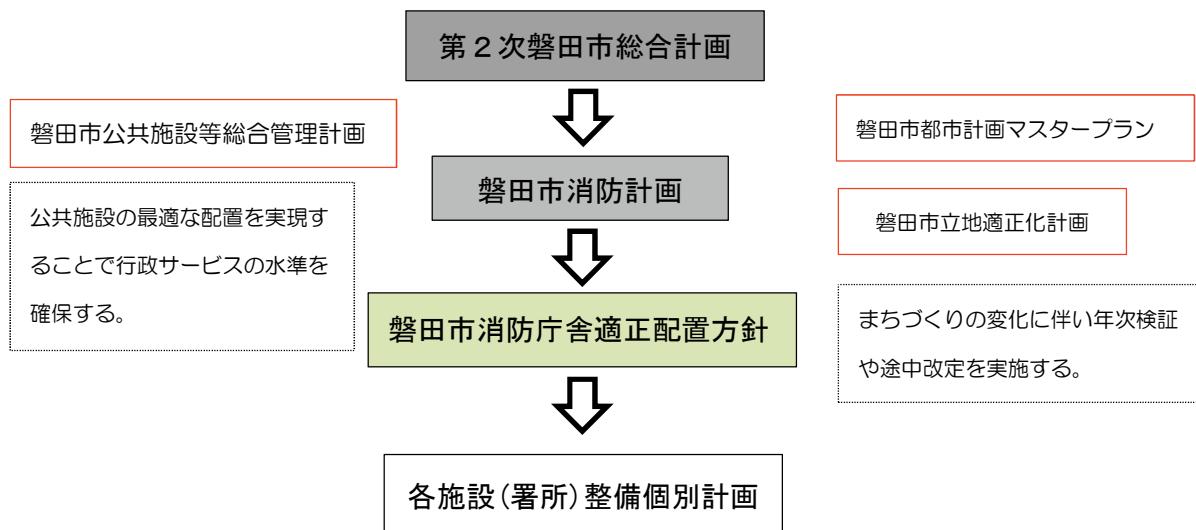
こうしたことから、消防庁舎（常備消防施設）を整備していくうえでの基本的な考え方を取りまとめた「磐田市消防庁舎適正配置方針」を策定するものです。

2 方針の位置付け

磐田市消防庁舎適正配置方針は、市の最上位計画である「第2次磐田市総合計画」を踏まえつつ、「磐田市消防計画」に基づき、また、磐田市のまちづくりに関係する他計画に掲げる諸施策の具現化を目指す必要があります。

磐田市が目指す「まちの将来像」たくさんの元気と笑顔があふれるまち磐田～今までも、これからもずっと磐田～に沿った、地域における安全な防災拠点施設として再整備を進めるため、消防庁舎の適正な配置について検討します。

なお、この方針は概ね20年後までを想定したものとします。



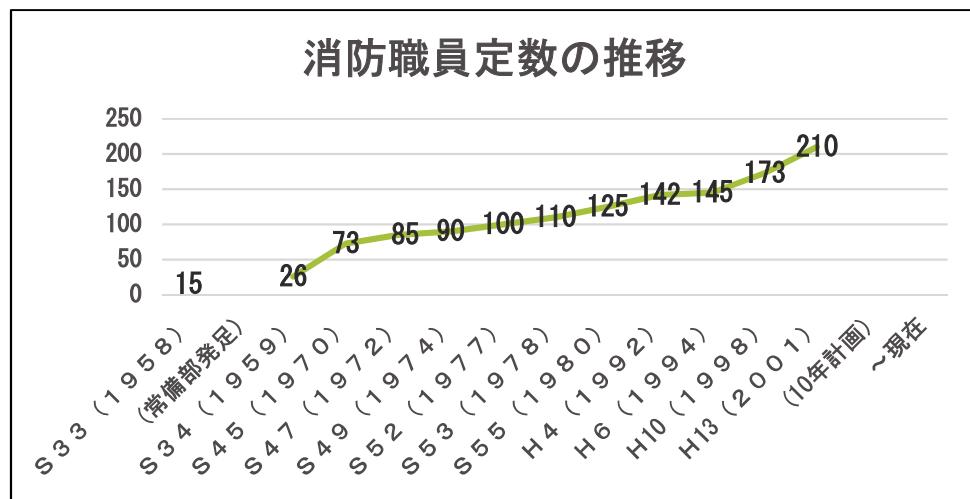
第2 消防行政の現状と課題

当消防本部は、現在、1消防本部 1消防署 5分遣所、職員数 206 人体制で消防業務を行っています。そのうち、平成24年4月に消防本部は消防署（消防庁舎）から磐田市福田支所に移転、消防指令業務は、御前崎市、菊川市、掛川市、袋井市、森町、磐田市で構成する5消防本部で中東遠消防指令センターとして磐田市福田支所において共同運用を開始しました。

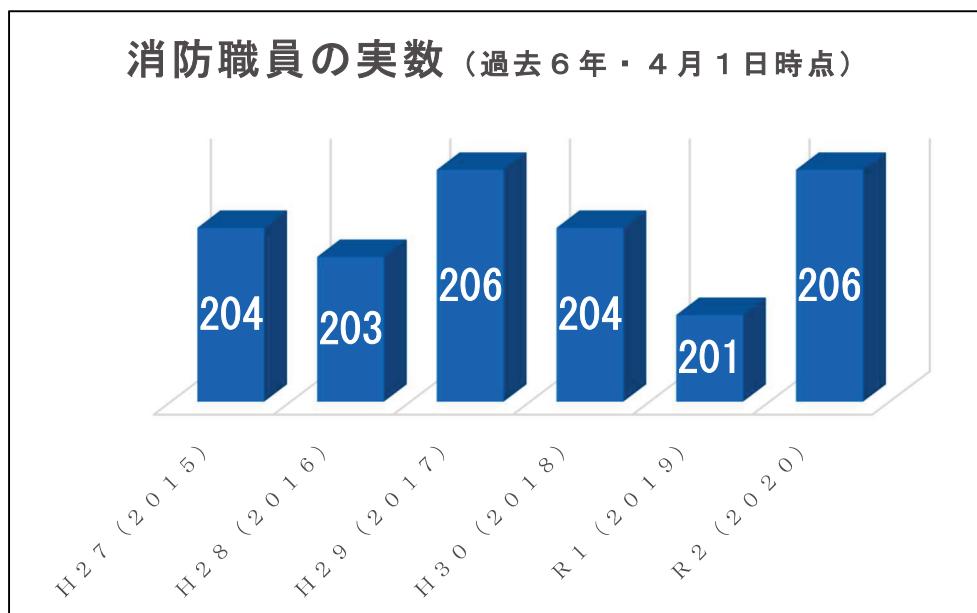
1 消防職員数の推移

昭和 33 年(1958 年)に 15 人の職員で発足し、消防行政を取り巻く社会環境の変化や、警防・予防業務の多様化・複雑化、高齢化に伴う救急業務の増加・高度化、大規模災害への迅速な対応・強化などと共に消防庁舎の新築移転によって定数を増やしてきました。

総体的には、「消防力の基準について」(通達)が昭和 36 年(1961 年)に総務省消防庁から告示され、時代背景と共に一部改正され、それに基づいて、管内人口に見合った消防体制の構築に力を注ぎ現在に至っています。



平成 13 年には、職員定数を 210 人と定め、10 年計画で職員の増員を目指していましたが、早期・普通退職者と新規採用者とのバランスが取れない年度もあり、現状は下表のとおりとなっています。

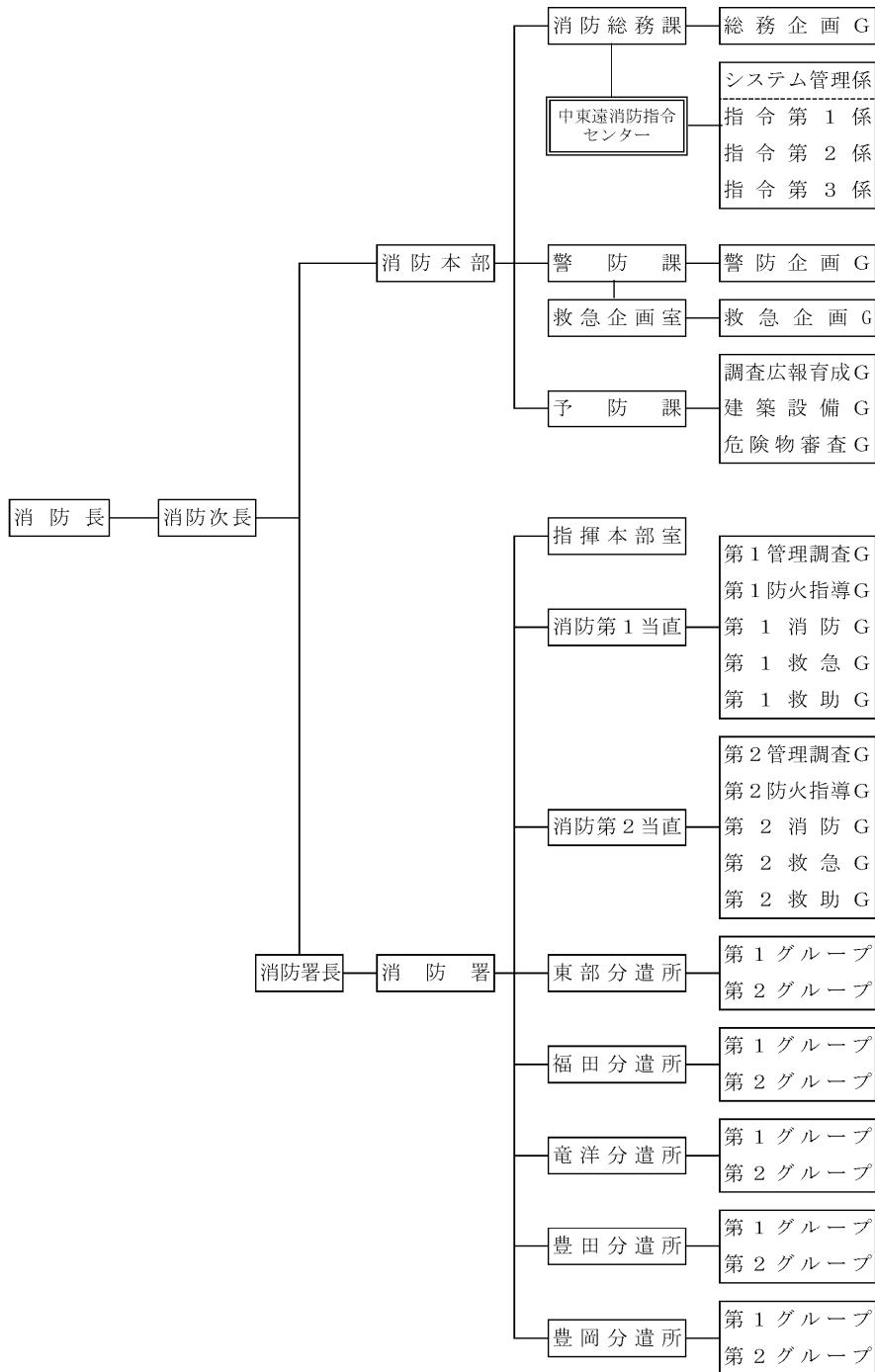


消防本部・消防署・分遣所の組織体制

令和2年4月1日

消防職員数内訳							
本部	消防署(本署)	東部	福田	竜洋	豊田	豊岡	合計
45	79	12	19	18	21	12	206

※本部職員は、他機関派遣・指令センター・特別休暇、育児休業含む。

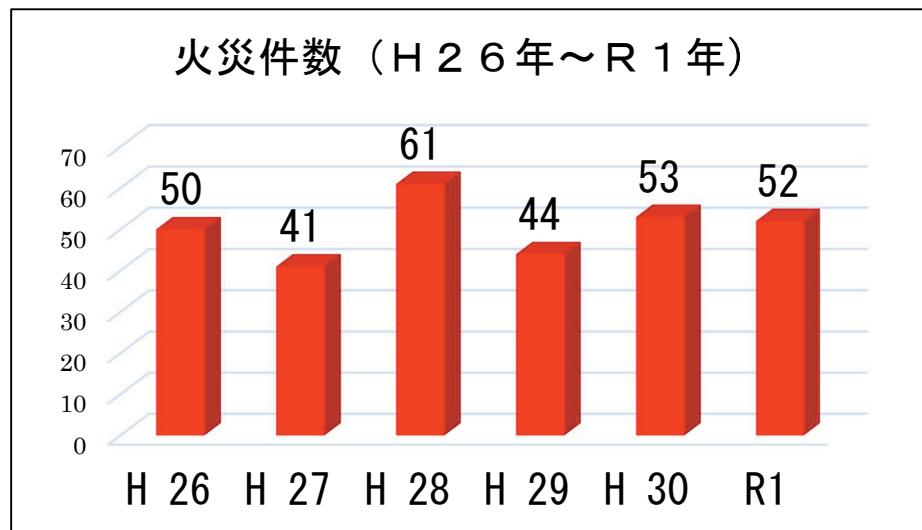


※Gはグループの略称

2 各種災害出動状況

(1) 火災出動件数の状況

過去 6 年間の火災件数は、ほぼ横ばい状態が続き、平成 28 年の 61 件が最も多く、6 年間の平均火災件数は約 50 件となっています。



署所別の平均で比較すると、本署、豊田分遣所、竜洋分遣所が 10 件を超えており、6 年間の建物火災件数でも同署所で多いことが分かります。

署所 年	本署	東部	福田	竜洋	豊田	豊岡	合計
H 26	11	5	6	11	11	6	50
H 27	8	4	6	12	10	1	41
H 28	9	5	15	13	15	4	61
H 29	10	8	10	5	8	3	44
H 30	13	5	4	12	11	8	53
R 1	15	7	5	12	10	3	52
平均	11	6	8	11	11	4	50

火災種別の中で直接人命に関わる建物火災は、本署が全体の 4 分の 1 を占めています。

署所別「建物火災」出動件数 (H26年～R1年)

署所	本署	東部	福田	竜洋	豊田	豊岡	合計
件数	44	18	25	35	29	15	166
比率	27%	11%	15%	21%	17%	9%	100%

(2) 火災出動の実態

例：建物火災 消防車3台 (①管轄署所 ②隣接署所 ③本署)

隊員 12人 (4人/台)

救助工作車1台 隊員 4人

救急車1台 隊員 3人

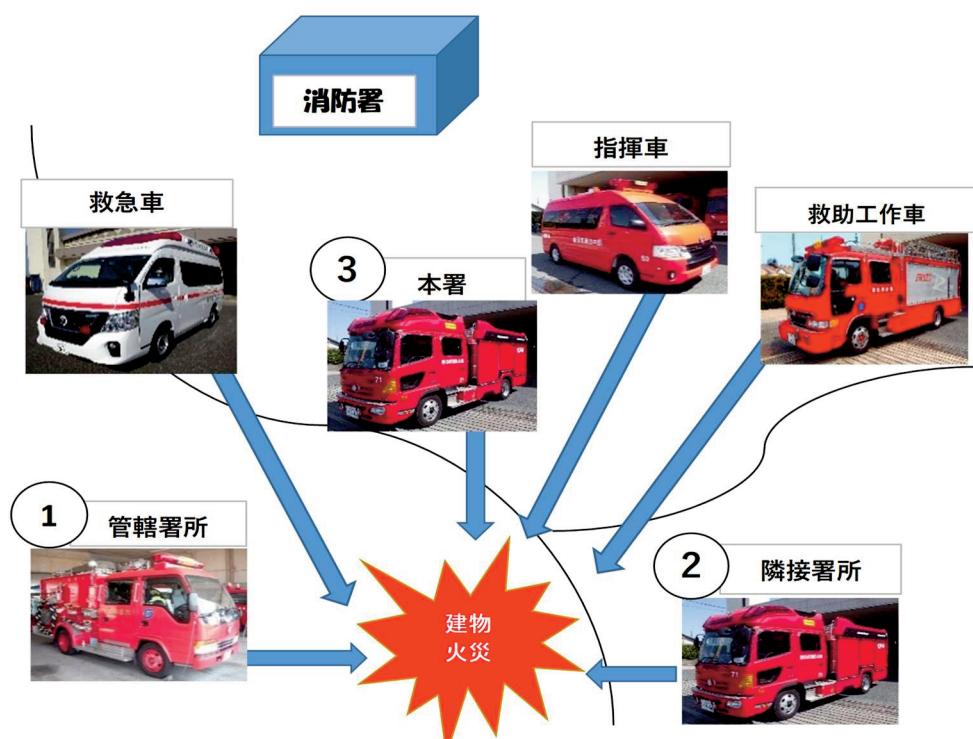
指揮車1台 隊員 3人

※ 本署管内の場合は、本署の消防車2台と隣接所からの3台となる。

建物火災における消防車の3台出動は、火災の初期段階において消防力を一挙に投入し、鎮圧させるための基本戦術で、その他の車両も同時出動して人命救助や負傷者の救護に備えます。また、本署から消防車、救助工作車や救急車及び指揮車の4台が出動するため、本署の出動範囲は市内全域に及んでいます。

火災活動は、先着隊の放水に続き、2隊目も早く到着して放水を開始し、東西南北の全方位の防御態勢をいかに短時間で完了するかが、延焼防止のキーポイントとなります。

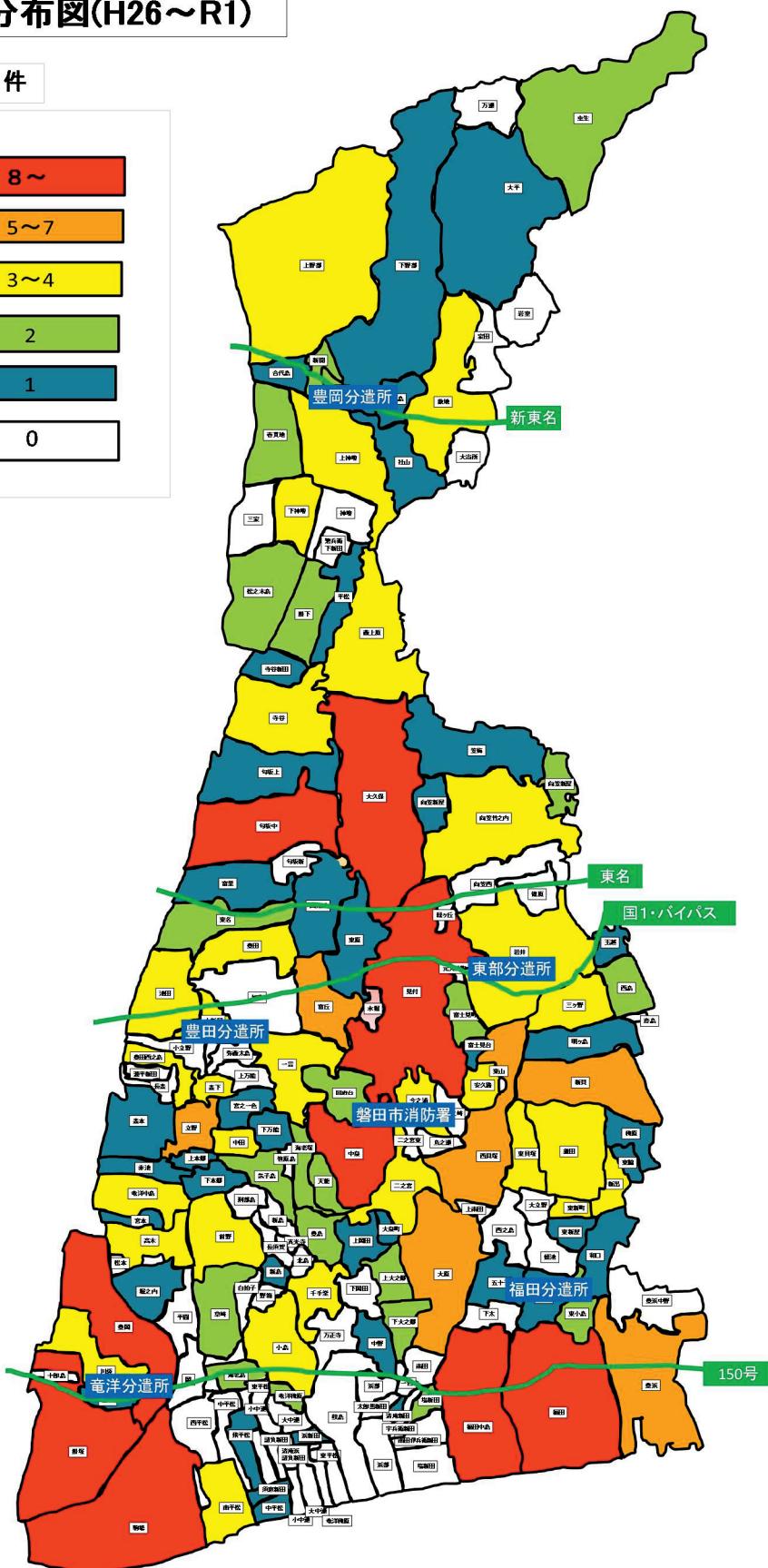
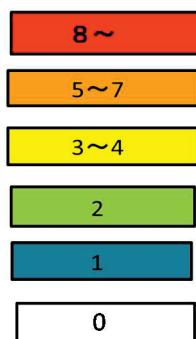
その反面、ひとつの火災で複数の車両と人員が投入されるため、出動以外の署所は市内全域の災害に備えなければなりません。



火災件数 分布図(H26～R1)

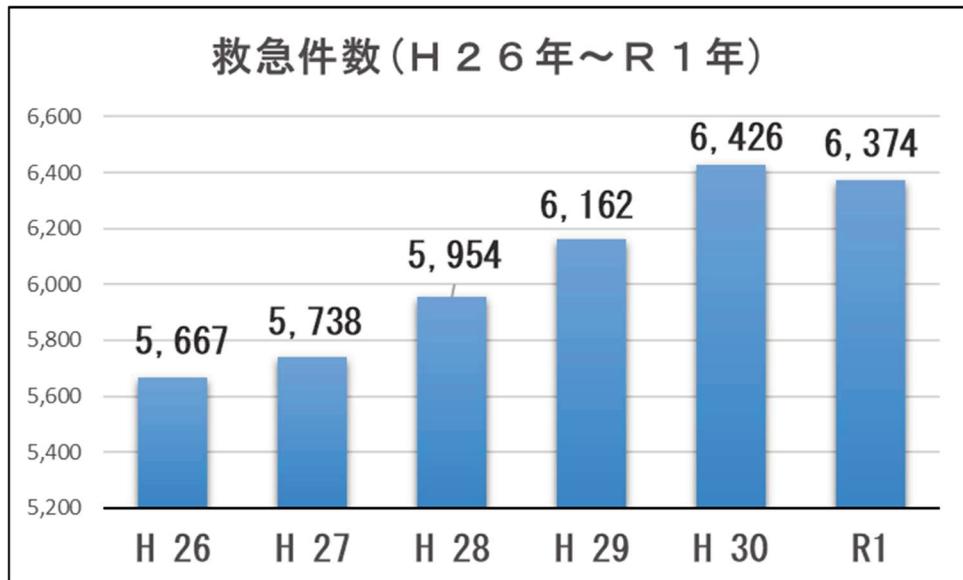
合計件数 301 件

色別件数



(3) 救急出動件数の状況

過去6年間の救急件数は、平成29年に6,000件を超え、平成30年には過去最高の6,400件を超える件数となっています。



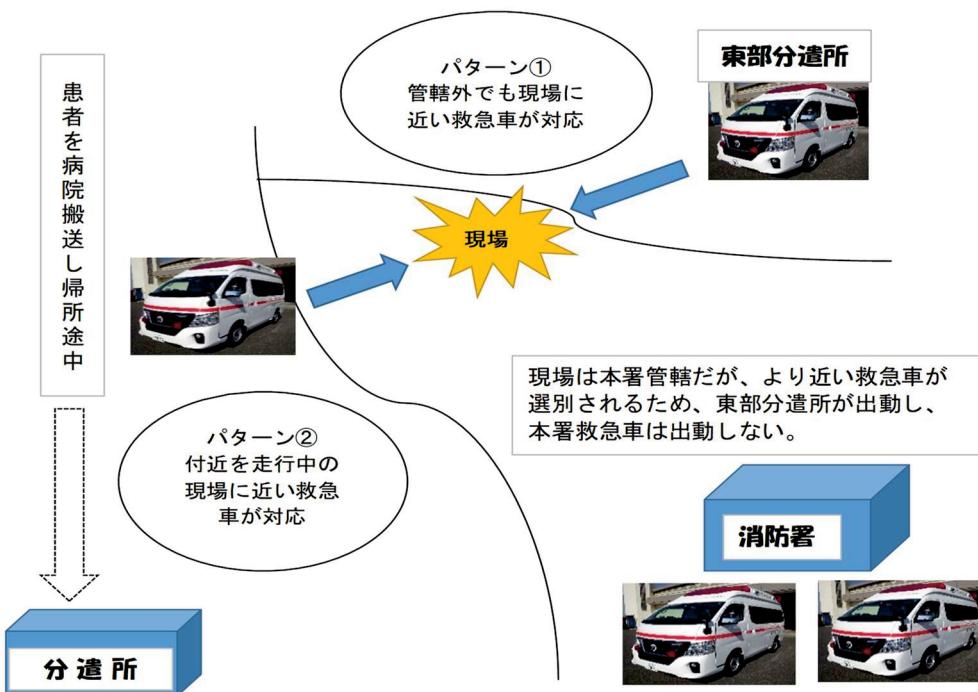
署所別の救急件数では、平均件数で最小の豊岡分遣所を基準にすると、東部分遣所、福田分遣所、竜洋分遣所は約2倍、豊田分遣所は約3倍、本署は約4.5倍の件数となっています。

署所 年	本署	東部	福田	竜洋	豊田	豊岡	合計
H 26	1,750	747	796	838	1,184	352	5,667
H 27	1,791	787	775	840	1,170	375	5,738
H 28	1,801	782	841	811	1,253	466	5,954
H 29	1,819	841	844	887	1,276	495	6,162
H 30	1,913	914	823	985	1,312	479	6,426
R 1	2,266	783	812	843	1,270	400	6,374
平均	1,890	809	815	867	1,244	428	6,054

(4) 救急出動の実態

救急出動は、119番入電時に要請現場に一番近い救急隊が選別される「直近選別」方式を採用しています。

例えば、本署管轄の最北端地域で救急要請があった場合、距離的に一番近い車両として選別された東部分遣所の救急車が出動することを言います。また、傷病者を病院に搬送し帰所途中に、救急要請の現場付近を走行していた救急車が、管轄に捉われることなく直近であると選別されて出動する場合もあります。



救急出動が幅轍^{ふくそう}※した場合は、次の直近署所に指令が入り、発生件数が多い本署管内や豊田分遣所管内は、他の救急隊が出動して事案に対応する割合（受援率）が高くなっています。

「本署管轄」の縦系列を見ると、本署管轄全体では 2,248 件の救急が発生していますが、本署が出動したのは 1,818 件で、豊田分遣所と東部分遣所が 100 件以上の事案に対応している状況が分かります。

※ 同時間帯に複数の救急事案が発生した場合

R 1 年 救急出動に見る受援率								
管轄 署所	本署管轄	東部管轄	福田管轄	竜洋管轄	豊田管轄	豊岡管轄	市外	合計
本 署	1,818	62	104	63	214	1	4	2,266
東 部	192	512	6	2	64	6	1	783
福 田	79	4	688	36	5	0	0	812
竜 洋	22	6	23	760	32	0	0	843
豊 田	136	28	0	139	950	15	2	1,270
豊 岡	1	8	2	0	19	370	0	400
全 体	2,248	620	823	1,000	1,284	392	7	6,374
受援率 (%)	19.1	17.4	16.4	24.0	26.0	5.6		

各署所の管轄内、管轄外の出動比率では、東部分遣所が出動件数の3割以上、豊田分遣所が2割以上を管轄外へ出動している状況が分かります。

こうした現状を踏まえ、現場到着時間遅延の軽減と出動件数の平準化のため、平成31年2月より本署に救急車を1台増強、救急車の運用台数を6台から7台としました。

管轄外への出動は、直近選別方式によるものも含まれています。

管轄内・管轄外別出動比率

	本署	東部	福田	竜洋	豊田	豊岡	全体	(%)
管轄内	80	61.6	79.6	87.1	63.4	90.2	77.1	
	80.2	65.4	84.7	90.2	74.8	92.5	80.0	
管轄外	20	38.4	20.4	12.9	36.6	9.8	22.9	
	19.8	34.6	15.3	9.8	25.2	7.5	20.0	

上段：平成30年

下段：令和元年

令和元年中の救急出動における覚知から現場到着までの所要時間を、5つの時間帯に大別したものが下表になります。

救急出動件数の約9割は、現場到着までの所要時間が10分未満で、平均時間を算出しても福田分遣所は6分台、他の署所で7分台の数値となっています。東部分遣所、豊田分遣所は管轄範囲が南北に長いため、現場到着までに時間を要することが分かります。

なお、令和元年版消防白書によると全国の平均所要時間は8.7分であり、磐田市消防本部の全体平均時間である7.2分は、その時間を大きく下回っています。

R1年 救急出動：覚知から現場到着までの所要時間						
	出動件数 6,374件					
時間・分 署所	3未満	3~5未満	5~10未満	10~20未満	20以上	平均
本署	16	307	1,697	244	2	7.2
東部	2	56	631	92	2	7.5
福田	24	113	619	55	1	6.8
竜洋	15	95	650	82	1	7.1
豊田	11	203	874	181	1	7.3
豊岡	5	62	295	35	3	7.1
全体	73	836	4,766	689	10	7.2
比率%	1.1	13.1	74.8	10.8	0.2	100

救急件数 分布図(H26～R1)

合計件数 36,321件

色別件数

1001～

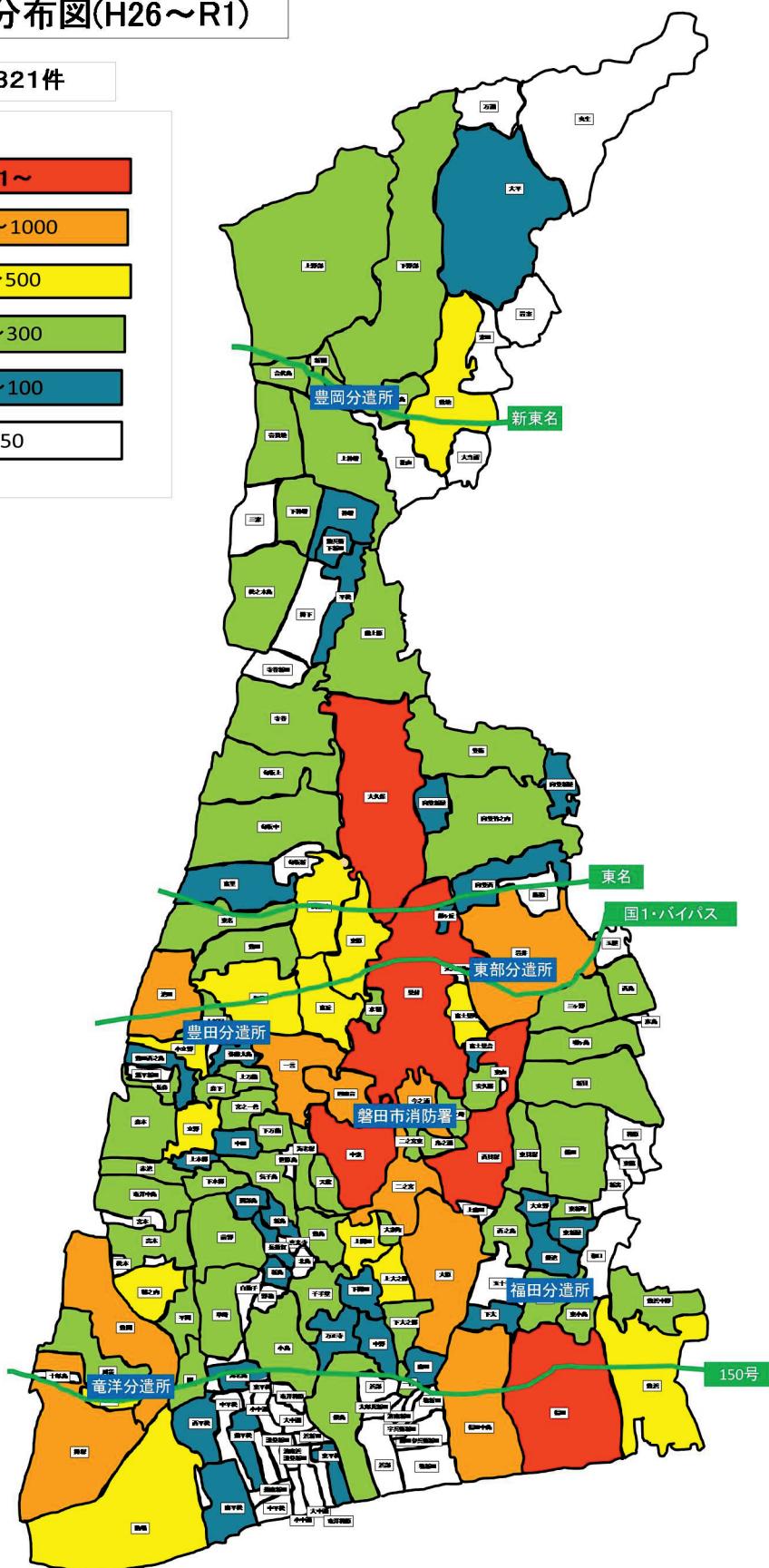
501～1000

301～500

101～300

51～100

～50



(5) 救助出動件数の状況

救助出動は、人命救助に係る全ての事案であり、救助隊だけではなく、消防隊や救急隊が活動した事案も含まれます。

署所 年	本署	東部	福田	竜洋	豊田	豊岡	管外	合計
H26	19	6	10	15	26	9	1	86
H27	15	5	10	14	9	5	1	59
H28	19	6	11	14	21	10	0	81
H29	19	9	12	11	15	6	2	74
H30	19	11	16	12	16	6	0	80
R 1	22	7	13	16	21	4	0	83
平均	19	7	12	14	18	7	1	77

(6) 救助出動の実態

救助出動は、交通事故や労働災害等の人命救助に関わる全ての事案に出動し、救助工作車（救助隊）は市内全域を管轄範囲としています。

救助工作車は、市内全域に出動するため、人命救助に必要な油圧式救助器具、ワインチ、クレーン、空気ボンベ、特殊工具、ロープ、潜水器材、ボート及び船外機など多くの資器材を装備し、また、救助隊及び救助事案を想定した訓練施設が整備されている本署に配置されています。

救助出動には、救助工作車、指揮車、救急車及び消防車が同時出動し、災害対応しますが、水難事故の活動は、潜水器材を積載する災害機動支援車やクレーン付きの資器材搬送車が出動する場合もあります。

3 消防力の現状について

(1) 「消防力の整備指針」について

第1条 この指針は、市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策その他の消防に関する事務を確実に遂行し、当該市町村の区域における消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について定めるものとする。

2 市町村は、この指針に定める施設及び人員を目標として、必要な施設及び人員を整備するものとする。

この「消防力の整備指針」は、「消防力の基準」として消防組織法第37条、「消防庁長官の助言、勧告及び指導」の規定に基づき、都道府県や市町村に対して、国として早く消防力の増強を推進するため、「必要最低限の基準」として勧告され、時代に応じた一部改正を経て、平成12年(2000年)により実態に即した合理的な基準に全部改正され、平

成17年(2005年)に「市町村が適正な規模の消防力を整備するための指針」へと内容が改められ、現在に至っています。

また、この指針により、市町村は単なる目安ではなく、地域の実情に即して具体的な整備に取り組むことが要請されています。

(2) 施設や車両に係る指針

① 「第4条」署所の数

市街地（平均建ぺい率10%以上の街区の連続した区域）の区域人口について、1万人に対して1署所を基準として地域特性を勘案した数とされ、「磐田市都市計画マスタープラン」による市街化区域を中心とした、本市の1消防署5分遣所の数は基準に適合しています。（磐田市消防署・分遣所配置図参照）

② 「第5条」動力消防ポンプの数

市街地の区域人口1万人であれば、2台の消防ポンプ車の配置を基準として、地域特性を勘案した台数とされ、市内中心地に位置する本署に2台、各分遣所に1台の7台（非常用車両を除く。）は基準に適合しています。

③ 「第13条」救急自動車

人口10万人を超える市町村にあっては5台であり、以降5万人ごとに1台を加えるとされ、本市の7台（非常用車両を除く。）は基準に適合しています。

④ 「第14条」救助工作車

「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」（昭和61年自治省令第22号）では、消防署の数と同数の救助隊を署に配置すること、また、消防力の整備指針において、救助隊と同数の救助工作車の配置が定められていることから、本市の1台は基準に適合しています。

消防活動車両の台数								
車両 配置署所	消防車			救急車	特殊消防車両			署所別 合計
	ポンプ車	タンク車	化学車		救助工作車	はしご車	その他	
消防署（本署）	1		1	2	1	1	3	9
東部分遣所			1	1				2
福田分遣所		1		1			1	3
竜洋分遣所		1		1				2
豊田分遣所		1		1				2
豊岡分遣所		1		1				2
予備車両	1	1		1				3
合計	2	5	2	8	1	1	4	23

(3) 現状の署所の位置について

「消防力の整備指針」では、平成 10 年(1998 年)9 月に国が実施した「消防活動に関する実態調査」(以下、「実態調査」という。)によるデータを実証的に分析して、市街地の火災における延焼阻止モデルを示しています。消防力のうち、最も根幹となる施設の消防署所を整備する場合の共通的な参考モデルになっています。

消防力の整備指針で示される延焼阻止モデル		
延焼	火災発生地域	市街地
	隣棟間隔	5 m未満
	火元建築物の構造	木造・防火造
	火元建築物の用途	一戸建て専用住宅
	火元建築物の階層	2 階
延焼阻止	出動～放水開始時間	6.5 分 (放水準備時間 2 分を含む)
	放水口数	2 口以上

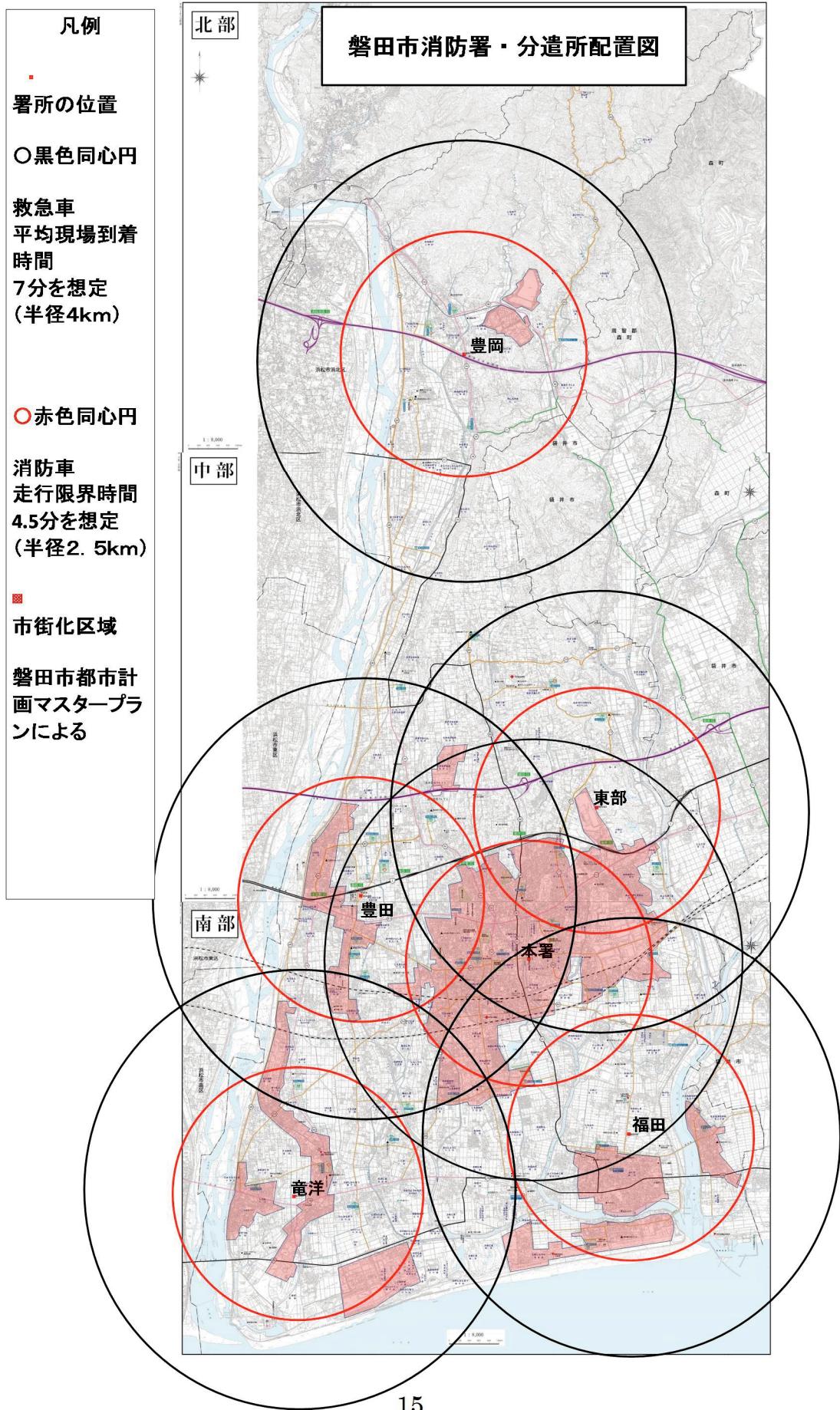
実態調査によると、消火活動はできるだけ早期に開始し、十分な放水量があれば火災は延焼拡大することなく鎮圧することができ、統計上、消防隊の放水開始時期と延焼率の変化をみると、「出動～放水開始時間」が「5.5～6.4 分」、「6.5～7.4 分」という 2 つの時間帯を超えると延焼率が急激に高くなるといった結果が得られ、これらの時間帯の中間値「6.5 分」を「出動～放水開始時間」の限界として示しています。

また、消防隊が火災現場到着から放水準備に必要な時間「放水準備時間」は、分析結果から平均「2 分」、延焼阻止のために消防隊に充てられる「走行限界時間」は、「4.5 分」となります。

なお、「出動準備時間」を最短で出動する隊の「1.5 分」で設定すると、延焼阻止時間である覚知から放水開始までは「8 分」となります。

さらに、実態調査から得られた消防自動車の走行速度と、各市町の人口密度との関係を回帰分析し、緊急走行速度は分速 500 メートル(時速 30 キロメートル) から 600 メートル(時速 36 キロメートル) というデータが算出されています。この分速(時速)の幅は、市街地では徐行や停車により時間が経過し、郊外では比較的長い距離の直線走行が可能となるため、これらの条件が考慮されたものになっています。

よって、中間値の分速 550 メートル(時速 33 キロメートル) を設定値として、各署所から 4.5 分、直線距離で半径 2.5 キロメートルの同心円を赤色とし、また、近年の救急需要の増加も考慮し、救急車平均現場到着時間 7 分、直線距離で半径 4 キロメートルの同心円を黒色とした配置図を作成したところ、各署所が「磐田市都市計画マスタープラン」による市街化区域を包含していることが分かります。



4 各署所の現状と課題

分遣所は、旧町村地域を主要な管轄範囲とし、福田、竜洋、豊田分遣所については、直近の旧磐田市管内を併せ持ち、署所の管轄範囲の均衡性を図っています。

管轄面積・人口（令和2年3月値）

	本署	東部	福田	竜洋	豊田	豊岡	合計
面積 (k m ²)	13	24	27	33	27	40	164
人口 (人)	55,323	21,053	22,133	27,730	32,447	10,987	169,673
人口比率 (%)	33	12	13	16	19	7	100

◆各署所の施設概要

令和2年4月1日現在

施設名	建築年月	構造	延べ面積 (m ²)	敷地面積 (m ²)	経過年数
消防署 (消防庁舎)	S57.10	RC造一部S造3F	3,026	5,329	37
東部分遣所	S56.10	S造2F	272	1,285	38
福田分遣所	H15.5	S造2F	933	3,025	16
竜洋分遣所	H10.3	S造2F	732	3,021	22
豊田分遣所	H1.3	S造2F	664	2,807	31
豊岡分遣所	H6.3	S造2F	584	2,547	26

以下、各署所における現状と課題を整理します。

なお、河川洪水ハザードマップについては、最大規模の想定となっています。

(1) 磐田市消防庁舎（本署）

[管轄地域] 見付・中泉・今之浦地区他

[管轄人口] 55,323人

現状



磐田市内で最も多くの高層建築物や住宅地が建ち並ぶ人口密集地である見付、中泉、今之浦地区を管轄し、過去の統計からも建物火災や救急出動が多発している地域です。

火災、救急、救助に限らず、一般風水害など全ての災害に対して多くの消防力を投入しなければなりません。

出動要請が多い見付、中泉地区の中間地に位置し、どちらの地域にも迅速に現場到着でき、大型車の出動に適した接道、主要な道路網にも恵まれ、豊田分遣所管内の東側や、東部分遣所管内の南側にも効果的な応援出動が可能となっています。

地理的課題

市街化区域の中心に位置していますが、半径2.5キロメートル同心円で見ると、北

側や西側に東部分遣所、豊田分遣所との広範囲な包含円の重なりが見られ、市街化区域の東側、南側に包含円の空白域があります。また、天竜川洪水ハザードマップ、太田川水系洪水ハザードマップでは、1メートルから3メートルの浸水が想定され、磐田市液状化ハザードマップでは、液状化危険度低となっています。

施設的課題

建物外壁や屋根など緊急的な修繕を実施し、生活関連設備である給排水設備やガス配管及び空調設備なども老朽化が著しく、また、敷地内の数か所が地盤沈下している状況で、抜本的な改修が必要となっています。

建設当時より人員や車両の増加及び大型化、さらに災害活動用資器材や備蓄物品が増え、施設が手狭となってきたこと、訓練場と来客駐車場及び職員駐車場が供用となっているため、敷地全体が狭隘^{あい}であり、建替えも難しい状況となっています。

なお、開署当時から直近の今之浦市有地を、各種訓練や講習会参加者、消防団員の駐車場に頻繁に利用してきた経過があり、今後は公園整備により今までと同様に利用することが困難になるので、敷地が狭隘^{あい}であることはさらに重要な課題となります。

(2) 東部分遣所

[管轄地域] 大藤、田原地区、見付北部他

[管轄人口] 21,053人



現 状

田原地区から大藤地区までの地域と、市内有数の大規模事業所、磐田市立総合病院や国道1号線及び東名高速道路磐田ICを管轄としています。国道1号線、東名高速道路本線上における災害対応や、磐田市立総合病院からの転院搬送を担う分遣所となっています。

主要な大規模事業所、サッカー競技場及び大型商業施設にも近く、先着隊、応援隊として中心市街地にも短時間で到着できる場所に位置しています。

地理的課題

太田川水系、天竜川水系の洪水ハザードマップによる浸水域から外れていることや、北部地域である豊田、豊岡への応援出動、中心市街地を抱える本署の応援出動にも有利な立地であり、地理的課題として特記する事項はありません。

施設的課題

各施設の中で竣工時期が最も古く、本署と同様に修繕を繰り返して機能維持を図っています。OA機器や指令システム設備の増加及び資器材や備蓄品も増え、接客スペースが取れず、日常勤務における生活環境にも支障が生じています。

(3) 福田分遣所

[管轄区域] 旧福田町、東新町、御厨地区

[管轄人口] 22,133人

現状



太田川を挟み東側に豊浜地区、西側に旧福田地区中心街という住宅密集地があり、遠州灘海岸線には工業団地、中学校、野球場及び聖苑などの施設、太田川河口東側に市内唯一の漁港が所在する地域になっています。

主要道路である国道150号線が東西に通じており、市中心部へ通じる県道豊浜磐田線や主要地方道磐田福田線を利用した車の流れが多く、近年では漁港周辺の賑わいが増し、水難救助事案の発生頻度も増加しています。

福田地区、豊浜地区の中間地で、密集地を効率よく包含し、短時間で現場到着できる場所に位置しています。

地理的課題

「第4次地震被害想定」における津波浸水ハザードマップでは、0.3メートルから1メートル、天竜川洪水ハザードマップでは、1メートルから3メートル、太田川水系洪水ハザードマップでは、3メートルから5メートルの浸水が想定されています。

施設的課題

全署所の中で最も新しい施設で、事務所や仮眠室から車庫までの出動導線を考慮した分遣所となっています。また、仮眠室は完全個室となっています。

令和元年度に新たに女子エリアを新設し、働きやすい施設となっています。現在、大きな修繕もなく、今後、生活関連設備である給排水設備やガス配管及び空調設備などの修繕の発生が予想されます。

(4) 竜洋分遣所

[管轄区域] 旧竜洋町、長野地区

[管轄人口] 27,730人

現状



住宅密集地である掛塚地区、遠州灘海岸線に工業団地、スポーツ公園やオートキャンプ場などの施設があり、通勤者や施設利用者で時間的な人口増加が顕著にみられる地域となっています。遠州灘と天竜川に面しているため、水難救助事案への対応も必要です。

国道150号線北側に位置し、旧竜洋町を中心に長野地区の住宅密集地や工業団地を管轄しています。

地理的課題

天竜川洪水ハザードマップでは、1メートルから3メートルの浸水が想定され、磐田市液状化ハザードマップでは、液状化危険度高となっています。

施設的課題

建物外壁や屋根など緊急的な修繕を実施し、生活関連設備である給排水設備やガス配管及び空調設備などの老朽化に伴う修繕が増えています。

(5) 豊田分遣所

[管轄地域] 旧豊田町、岩田地区

[管轄人口] 32,447人

**現 状**

5分遣所の中で最も管轄人口が多く、集客数が多い大型商業施設、JR東海道本線「豊田町駅」、東名高速道路「遠州豊田スマートIC」や「アミューズ豊田」及び「(仮称)磐田市文化会館」など官民施設が多数所在する地域となっています。

国道1号線及び県道上野部豊田竜洋線など主要幹線道路が通っており、交通アクセスが良好で他の署所への応援出動が容易な場所に位置しています。

地理的課題

県道磐田袋井線から北側に位置しているため、県道磐田袋井線から南側の災害に対して、現場到着時間の遅延が発生する場合があります。また、天竜川洪水ハザードマップでは、3メートルから5メートルの浸水が想定され、磐田市液状化ハザードマップでは液状化危険度低となっています。

施設的課題

建物の一部や空調など修理を重ねている状況で、竣工時の勤務人員に合わせた設計であるため、現在のOA機器、指令システム設備の更新等により、施設が手狭となっています。

(6) 豊岡分遣所

[管轄地域] 旧豊岡村

[管轄人口] 10,987人

**現 状**

磐田市の最北端に位置し、林野の面積も大きく、山間地に集落もある地域で、近年では、新平山工業団地や下野部工業団地及び「(仮称)新磐田スマートIC」の新設など、今後、生活環境が変化することが予想される地域となっています。

火災、救急、救助活動の出動件数は少ない現状ですが、応援署所が距離的な問題から現場到着までに時間を要するため、この地域における防災拠点として果たす役割は大きくなっています。

地理的課題

各署所から遠距離で、例えば、消防庁舎（消防署）を起点にこの地域の住宅密集地である磐田市豊岡支所までの距離は、最短ルートでも 16 キロメートル、豊田分遣所、東部分遣所からは 13 キロメートルとなり、時間に換算すると 20 分以上が必要となります。

天竜川洪水ハザードマップでは、0.3 メートルから 0.5 メートルの浸水が想定されています。

施設的課題

車庫等の部分的な修繕と、生活関連設備である給排水設備やガス配管及び空調設備などの老朽化に伴う修繕が増えています。

(7) 中東遠消防指令センター**現 状**

中東遠消防指令センターは、平成 24 年 4 月に御前崎市、菊川市、掛川市、袋井市、森町、磐田市で構成する 5 消防本部の消防指令業務を共同で行うため、磐田市福田支所において運用を開始し、1 年当たり約 2 万件の通報を処理しています。

地理的課題

磐田市福田支所で共同運用しているため、東遠地域からは遠方であること、また、天竜川洪水ハザードマップでは、1 メートルから 3 メートル、太田川水系洪水ハザードマップでは、3 メートルから 5 メートルの浸水が想定され、磐田市液状化ハザードマップでは、液状化危険度高から低となっています。

施設的課題

平成 29 年度、30 年度において、情報系の部分更新を行い、指令業務は障害発生等もなく順調に推移していますが、現施設で指令システム全更新をする場合、各種サーバー、設備、機械等の設置場所について関係機関と調整・協議が必要となってきます。

第3 消防庁舎整備の考え方

1 庁舎整備の必要性

消防庁舎の現状と課題を抽出・検討したところ、今後の消防行政に求められる庁舎機能等に対し、現在の建物を改修あるいは長寿命化することで対応していくには、人員・車両・資器材の増加等により限界があります。

また、施設・設備の老朽化及び消防需要の変化に伴う狭隘化も進み、防災拠点施設としての役割を十分果たせない状況になってきています。

火災件数は、過去6年間の統計からほぼ横ばい状態が続いているのに対し、救急件数は高齢化社会の進行により、右肩上がりに増加していく傾向にあります。

将来推計では、本市においても人口減少と高齢化の傾向が続いていくこと、それに伴い救急搬送人員は現状より増加すると推測され、引き続き現状の消防力を維持しながら消防需要に対し効率的に対応していくためには、消防庁舎の適正な配置・整備・維持が必要です。

2 基本的な方針

消防行政を担う庁舎機能と、災害発生時においても安全性の高い活動拠点となる機能を有する庁舎整備、人口減少と少子高齢化による労働力の低下、消費需要の縮小など、社会経済や市民生活への影響及び本市の財政状況などを念頭に置き、「消防力の整備指針」に基づく消防庁舎の適正な配置の目安として示します。

(1) 消防署・分遣所のあり方

現在の1消防署5分遣所体制は、旧市町村時代の人口密集地を中心とした防御体制による配置となっています。（磐田市消防署・分遣所配置図参照）

今後の磐田市全体の消防効率化の観点から、市内の道路状況、災害発生状況（特に救急発生状況）のデータを基に考察し、署所の適正配置とその運用効果について、以下のとおり基本の方針とします。

① 消防署

老朽化、狭隘化著しい消防署（築37年経過）の整備を最優先とした場合、現在の消防署の狭隘を解消するためには、移転新築が条件となります。配置場所の条件を下記1～3とします。

その配置によって、消防効率化に大きな影響があることから、消防署の配置方針は2案とします。

1 敷地面積が8千m²～1万m²であること

（現在地は、5,329 m²であるが、車両の大型化・増車による分散配置や消防訓練及び来客駐車場に余裕がない。また、災害対策の拠点となるよう、大規模災害時の受援施設として整備する必要がある。）

2 住宅密集地ではないこと

（有益施設ではあるが、一方で迷惑施設の考えもある。）

3 大型車両が通行可能な道路に面していること

◆「中心市街地包含型」

現在の消防署は、磐田市役所、磐田駅周辺など主には、中泉地域をより包含する位置にあります。日常的消防力では、人口の多い市街地のより近くに大きな消防力が配置されていることが有効です。

中心市街地包含型の場合は、浸水域に該当することや内水氾濫などの危険もありますが、平常時の災害発生率は人口に比例しており、その被害軽減のために多くの車両や人員を短時間に投入できる体制を整備しておく必要があります。

しかしながら、磐田駅を中心とする市街地周辺は、民地が密集し位置選定が非常に困難であることから、必要面積を確保できる場所は、公有地である市民文化会館跡地と中央公園の2か所程度となります。

これらの位置に配置した場合は、現在の署所配置に大きな影響はありませんが、消防署と同様に老朽化が激しい東部分遣所についても建物改修などの整備に着手していく必要があります。

◆「自然災害時拠点型」

一方では豪雨、台風、地震など自然災害の発生が頻発している昨今、拠点となる消防署は安全な位置に配置され、被災していない拠点から、被災場所に出動していくことが災害時は重要となります。

天竜川、太田川の洪水ハザードマップから、上記の条件を満たす位置としては、現東部分遣所周辺あるいは見付地区北側が候補となりますが、この位置には公有地がないため、茶畠や工場跡地等の用地買収が必要となります。地盤は強固であることから、地盤改良の必要がなく、基礎工事なども安価になることが期待できます。

この場合、磐田駅周辺市街地に対する消防力が低下することから、中泉、二之宮、国府台地内のいずれかに出張所を配置する必要があります。

以上の2案を方針とし、各施設（署所）整備個別計画（P2）策定時に、整備手法や工事費などから相対的に判断するものとします。

② 分遣所

消防署及び東部分遣所の整備完了後に着手する消防施設の優先順位は、建築年数から豊田分遣所となります。本方針による適正配置としては、豊田地区を中心に継続して包含する必要があることから、現地及びその周辺での建て替えが妥当となります。

しかし、消防署が「自然災害時拠点型」となり、現在より東に位置した場合には、分遣所から署に格上げして消防力を引き上げ、東西2署で市街地を包括することも考えられます。

次に整備を計画するのは豊岡分遣所となります。地理的課題から北部の要として、現地での建て替えを検討していきます。

また、福田分遣所及び竜洋分遣所については、施設の老朽化の進展は少ないため、現在地における運用を継続し、次の配置方針において統合も含め委ねるものとします。

(2) 中東遠消防指令センターについて

指令センターは、第2の4(7)にも記載のとおり、平成29年度、30年度に情報系指令機器の部分更新を実施しました。

令和2年1月の第2回中東遠地域5消防本部消防通信指令事務協議会で、次期指令システム全更新に際しても、現状の共同運用が望ましいという方向性を首長・管理者の確認を取り、5消防本部での枠組みで共同運用をしていく事で承認を得ています。

令和2年度からは、指令システムの全更新に向けた業務や検討が進展していきますが、場所については現在の福田支所にて継続することで協議していきます。

第4 各施設（署所）整備個別計画について

本方針は、将来見込まれる救急業務や自然災害の増加に対し、防災拠点となる署所の効果的な配置と施設の充実強化を図っていくという目的で策定しました。

特に消防庁舎（消防署）の整備は取り組みを急ぐべき課題であり、その方向性によって東部分遣所のあり方も並行的に協議していく必要があります。

将来的には、全国的な人口減少が各自治体の財源に大きく影響することが予想され、本市も例外ではありません。

消防署の防災拠点としての役割と重要性に変わりはないものの、中長期的な視点で市街地人口や各管轄人口の動態を注視し、「磐田市公共施設等総合管理計画」による取組を念頭に置き、各施設（署所）整備個別計画の策定期階において柔軟に対応していきます。

今後の各施設（署所）整備個別計画策定期途は、以下のとおりとします。

- | | |
|-----------------|--------|
| ① 消防署（東部分遣所含む。） | 令和4年度 |
| ② 豊田分遣所 | 令和10年度 |

第5 まとめ

本方針の策定により、今後も消防施設が適正に配置されることで、磐田市域における消防力の継続維持が図られるものです。

現在の消防力をいかに効率よく配置し、火災・救急・救助及び自然災害等に効果的に対応していくことが重要です。この施設配置に加え、各種防御計画や、車両、資器材の見直しも積極的に行い、訓練を重ね、常に準備を怠ることなく消防行政を推進していきます。



磐田市消防庁舎適正配置方針

(案)

令和2年 月

磐田市消防本部